

令和2年度安全装置等導入促進助成金交付要綱

令和2年3月27日制定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全に資する装置等である後方視野確認を支援するバックアイカメラ、側方視野確認を支援するサイドビューカメラ、飲酒運転を防止するアルコールインターロック装置およびIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の普及促進を目的とする安全装置を導入した会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる安全装置等は、令和2年度（令和2年4月1日以降）に導入したもので、別に定める全ト協が指定した下記(1)～(4)の装置とし、期間中に全ト協が対象装置の追加、廃止した場合は都度兵ト協広報誌、ホームページにその旨を掲載するものとする。なお、(2)については、車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象とし、(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器については、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入する場合に限り助成対象とするものとし事業用貨物自動車に導入した装置に限る。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方視野確認支援装置
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

(助成額及び上限台数)

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着した場合、装着機器1台あたり兵ト協から1万円、全ト協から対象機器の取得価格の1/2（上限2万円）とする。また、後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置一体型は、装着機器1台あたり兵ト協から2万円、全ト協から対象機器の取得価格の1/2（上限4万円）とする。ただし、全ト協が予算に達した場合は1台あたりの助成額は兵ト協の1万円とする。なお、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。

1 会員あたりの申請車両台数の上限は20台とする。

(助成金の申請)

第4条 会員事業者は装置導入が完了したときは、様式1「安全装置等導入促進助成金交付申請書兼誓約書」（以下「助成金交付申請書」という。）に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

また、助成金交付申請期限は令和3年3月10日までとし、助成金額が予算額に達した時点で受付を締め切るものとする。

なお、兵ト協は、会員事業者に対し本助成に関して、必要な報告を求めることができる。

(助成金交付)

第5条 兵ト協は、会員事業者から助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第6条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年間を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は、令和2年4月1日より適用する。